平成 年分 名義人受領の利子所得の調書

債券等の 所 有 者	住所(居所) 又は所在地																	○「個人巫
所有者	氏名又は 名 称										個)	【番号	又は	t法人	.番号			○「個人番号又は法人番号」
種		別	記	号	•	番	号	支 払 ł 支 払	権 定 月	又は		利	子	等	の	金	額	法人番!
								年	月		目				千		円	
																		欄に個人番号
																		(12 桁)
	計						_			-	-							載する
(摘要)																		を記載する場合には、
相山本	住所(居所) 又は所在地																	右詰で記載します。
提出者	氏名又は 名 称					(電話	舌)				個)	【番号	r又は	法人	.番号			戦します。
整	理机	闌	1						2								200	

平成 年分 名義人受領の利子所得の調書

債券等の	住所(居所) 又は所在地																1
債券等の 所 有 者	氏名又は名 称										個丿	番号	·又に	t法人	番号	7	(
種		別	記	号	番	号	支支	払 確 払 年	定又	は日		利	子	等	の	金	額
								年	月		月				千		
																	相に
																	1
(40 mm)	計									_	-						
(摘要)																	を言事でも考えいた。
提出者	住所(居所) 又は所在地																
ル山石	氏名又は 名 称				(電話	活)					個 /	番号	·又に	t法人	番号	7	1
整	理 柞	闌	(1)					(2								

平成 年分 名義人受領の利子所得の調書

債券等の 所 有 者	住所(居所) 又は所在地																		○「個人系
所有者	氏名又は 名 称											個	【番号	又に	t法人	.番号	+		〇「個人番号又は法人番号」
種		別	記	号	•	番	号	支払を支払	確 定 年		は 日		利	子	等	の	金	額	法人番品
								年		月		日				千		円	
																			欄に個人番号
																			(12 桁)
	-1																		を記載り
(摘要)	計 											-							する場へ
(1111)																			を記載する場合には、ナ
提出者	住所(居所) 又は所在地																		右詰で記載します。
ЖШЧ	氏名又は 名 称					(電	話)					個人	【番号	又に	法人	.番号	-		します。
整	理 柞	ij,	1						2)								3 9 Q	

平成 年分 名義人受領の利子所得の調書

		平历	Ç.	4	IJ	10 =	找八	文则仍不	11 1 12	114	ノノリ	可言				_
債券等の	住所(居所) 又は所在地															□□個人並
債券等の 所 有 者	氏名又は 称										個 /	番号	·又は	法人	.番号	個人番号又は法人番号」
種		別	記	号	•	番	号	支 払 i 支 払		えは日		利	子	等		額
								年	月		日				千	
																(12 桁
	31															を記載する場合には、
(摘要)	計					•				_	-					する場
(1両女)																
提出者	住所(居所) 又は所在地															右詰で記載します。
(水川石)	氏名又は 名 称					(電話	舌)				個人	番号	·又は	法人	.番号	します。
整	理机	Ą	1						2							

【名義人受領の利子所得の調書】

※様式はA4用紙1枚に調書4枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備考

- 1 この調書は、業務に関連して他人のために名義人として支払を受ける利子等について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所(居所) 又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が不明の場合には、最後の利子等の支払の日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2) 「種別」の欄には、国債、何県債、何市債、何会社債、銀行預金、貸付信託、指定金銭信託、公社債投資信託、公募公社債等運用 投資信託のように記載するとともに、貸付信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託については、受益権の名称をも記載 すること。この場合において、その利子等が租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等((2)において「上場 株式等の配当等」という。)に該当する場合には、「(上場)」と、上場株式等の配当等以外の利子等に該当する場合には「(一般)」 と記載すること。
 - (3) 「記号・番号」の欄には、預貯金の証書若しくは通帳又は公社債若しくは受益権を表示する受益証券の記号及び番号(公社債につき令第37条第2項に規定する方法により保管されている場合には、その保管に係る口座の番号)を記載すること。
 - (4) 「利子等の金額」の欄には、その年中に支払を受けることが確定した利子等の金額を記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。